

## 長野県行政機構審議会（第4回）議事録

- 開催日時 平成25年10月21日（月）13時～  
○開催場所 県庁 3階 特別会議室  
○出席委員 伊藤委員 大石委員 岡田委員 織委員 腰原委員 重委員 清水委員  
中條委員 中村委員 山浦委員 山沢委員 山田委員  
○県出席者 阿部知事 岩崎総務部長 関行政改革課長ほか

### 1 開 会

（事務局）

それでは、定刻となりましたので、ただいまから、第4回「長野県行政機構審議会」を開会いたします。委員の皆様、ご多忙のところ、ご出席いただきましてありがとうございます。

初めに、本日、大槻委員、菅谷委員におかれましては、所用により欠席の旨、ご連絡をいただいておりますので、報告させていただきます。なお、加藤委員におかれましては、去る9月20日をもちまして、辞任の旨、届け出をいただいておりますので、あわせて報告をさせていただきます。

本日の審議会でございますが、事務局からの資料説明、それから皆様にご審議をいただきまして、おおむね14時過ぎを目途に一旦休会とさせていただきます。その後、阿部知事がまいりまして、答申をいただく予定とさせていただきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

それでは、これより議事に入りますけれども、進行につきましては、審議会条例に基づきまして、山沢会長にお願いしたいと思います。なお、ご発言の際には、記録の都合上、お手元のマイクをご使用いただきますよう、お願い申し上げます。それでは、山沢会長、よろしくお願いたします。

### 2 議 事

- ・長野県組織の改正について

（山沢会長）

本日はお忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。本日の議題でございますけれども、お手元の次第にございますように、「長野県組織の改正について」でございます。よろしくお願申し上げます。

同議題に関する資料が、資料1から3まで、3つほど出ております。そのほかにも幾つ

かございます。これについて、事務局から説明をしていただきます。よろしく申し上げます。

(関行政改革課長)

それでは、私のほうから資料の説明をさせていただきます。まず資料の確認ということで、資料1が「部局横断的課題への対応について」、それから資料2が「県民意見等の概要について」、それから資料3-1が「本庁組織の改正(案)について」、資料3-2がその関係の構成図となっております。もし漏れ等ございましたらご発言をいただければと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、資料の説明をさせていただきます。関連がありますので一括してお話をさせていただきますが、まず資料1をご覧いただきたいと思います。これにつきましては、前回の第3回の審議会で、担当部長の役割、それから機能について、わかりづらいということも含めて、様々ご意見をいただきました。今回、こういった図にしてまとめたもので、説明させていただきます。

(1)(2)とございますが、まず下の(2)をご覧いただければと思います。「部長一次長一課長」制としておりますが、現在の本県の場合、次長がない「部長一課長」制をしております。通常、本県を除く多数の県におきましては、知事・副知事の下に部長、その下に次長、それから課長、係というような構成をとっておりまして、下の特徴欄をご覧いただきますと、次長の配置により部長の負担が軽減されるというようなメリットがございますけれども、課題としては、課題の少ない部局でも必ず次長を配置するという一方で、過配置となるおそれがあります。また、現在の係長、課長、部長、副知事、知事といった意思決定に比べて、一段階入ることになりますので、意思決定が複雑となるおそれがございます。

こういった中で、前回、ご提案をさせていただいた担当部長制につきまして、(1)ということで上段をご覧いただきたいと思います。知事・副知事の下に部長がおりますが、これは今までどおりでございますが、真ん中にごございますように、特定業務について担当部長を置くことにより、その下に課長、係長を位置づけたいと考えております。担当部長のところに横線で連携と書いてありますが、担当部長が各部局との連携役となりますし、また逆に特定業務については、ラインとして課長、係長の上に置かれて、部長と相談をした上ではあります。部長の権限移譲をして、担当部長が一定程度の業務を独自に推進することが可能となります。また、担当部長の入っていない、その右側の各課長につきましては、これまでどおり部長との直接的なやりとりとなります。

特徴にごございますように、担当部長を設置することによりまして、特定業務については部長の負担が軽減されますし、また、県政にとっての重要なそれぞれの課題について、機動的、効果的に対応することが可能となります。また、課題といたしましては、担当部長の所掌事務を明確にあらかじめ決めておくということが必要となりますので、今回、担当

部長の設置につきましては、こういった所掌事務の明確化、権限を明確にすることによって、特定業務に担当部長が当たるということを進めたいと考えております。

具体例としまして、3ページをご覧いただきたいと思います。(1)の産業政策監については後ほど申し上げますが、(2)以下が担当部長で新設を予定しているものであります。

(2)の情報化推進担当部長については、前回、ICT推進担当部長ということでご案内申し上げておりましたが、わかりやすい名称をというご意見もあり、今回、情報化推進担当部長としたいと考えております。企画振興部長のもとで、総合計画、広報、交通政策等は、直接、企画振興部長とやりとりをすることになりますが、地域の情報化を進める部分については、情報化推進担当部長が専門的知識を持ちながら情報化の推進に当たっていければと考えておりますし、また、情報化推進担当部長が県庁内の各部局との連携・調整に当たることとなります。

同様に4ページをご覧いただければと思いますが、こども・若者担当部長についてであります。県民文化部長のもとで、芸術ですとか、人権、県民協働、国際交流等の業務をこなしておりますが、こども・若者担当部長を配置し、一定の権限を部長から移譲することにより、少子化対策、児童福祉、私学といった部分を処理したいと考えておまして、特に健康福祉部、教育委員会等との連携が重要になってまいりますので、こういった役割を果たしたいと考えております。

それから(4)の信州マーケティング戦略担当部長についてであります。現在、観光部長のもとで、観光振興、国際観光等の業務を行っておりますが、県産品の消費拡大といった観点から、例えば産業労働部で行われております伝統工芸品の販売・営業、農政部で行っております牛肉、ワイン、野菜など農畜産物の営業、それから林務部で行っております県産材、ジビエ、またそのほかの部局でも県産品の関係を行っておりますので、こういった部分のマーケティング戦略を主に担当する立場として設置してはいかがかと考えております。

それから、3ページの上の産業政策監につきましては、産業労働部において、あらゆる産業の分野を超えた部分で総合調整の役割を担いたいと考えております。担当部長は部長のもとでとなりますが、産業政策監につきましては、部長の一步上の立場で、各部長と、直接、調整をできる権限を与えたいと考えており、同様の事例としては、現在、危機管理の関係で、危機管理監を置いております。一定の重要な産業政策に関する総合調整を産業政策監が当たるといような姿を想定しております。

以上が部局の横断的課題への対応であります。資料2をご覧いただきたいと思います。本庁組織の改正素案を、前回審議会で9月3日にご議論いただいたところですが、これについて、県民意見等様々のご意見をいただいたところでもあります。1ページは、改正素案に対する県民意見の概要であります。9月3日から10月2日まで1か月間、パブリックコメントを行いまして、17件の意見をいただきました。中身については、後ほど考え方を含めてご説明申し上げますので省略させていただきますが、特に県民生活部門を中心に様々

なご意見をいただいたところであります。

それから3ページをご覧いただきたいと思います。9月の県議会で、この組織改正についても様々ご意見をいただきました。組織再編全般、それから特に部局横断的課題への対応方法などについて、ご意見をいただいたところであります。

それから5ページであります。この本庁組織の改正につきましては、職員にも意見募集を行ったところであります。全体34件の意見が寄せられました。6ページの県民生活部門について18件のご意見をいただいたところであります。こういったものを踏まえて最終案の検討を行ったところであります。

それでは、こういった意見についての考え方について、11ページでご説明をさせていただきたいと思います。ただいまご説明いたしました県民の皆さんからの意見、それから県議会での議論、職員意見について、どういう考え方をしているかというところを取りまとめております。

組織再編の全般については、一つ目は、組織改正は必要最小限というご意見をいただいております。考え方にも記載をしておりますが、前回の改正から6年が経過する中で、中長期的視点に立って必要な組織の見直しを行うということを考えております。

それから2点目の、新しい部を設置するのもいいが、部の削減はしないのかとか、今回の改正案で「行革」と言えるのかというご意見につきましては、考え方にございますように、他県と比較しても、現在、簡素な部局の体制になっておりますが、引き続き、課・室の削減ですとか、職員定数の適正化に努めて、全体として簡素で効果的な組織体制の構築に取り組んでいきたいと考えています。

また、林務部につきましてご意見をいただいておりますが、前回、6年前にもご議論をいただき、森林県である本県の特性を考慮して現状どおりとしたいと考えております。

組織再編の3点目、組織は県民にとってわかりやすい名前をとということについては、今回、先ほどのICTを情報化推進というように改めさせていただいたように、なるべくわかりやすい名称となるよう、引き続き努めていきたいと考えております。

その下、企画振興部門の所管する部分について、いくつかご意見をいただいております。これについては、市町村振興を初め、移住・交流業務などの地域振興に関連する業務を可能な限り集約をして、同一部門で推進をするということで考えております。

12ページをご覧いただければと思います。一番上になりますが、企画振興部の名称について、「企画を振興する」という意味でしょうかという問い合わせがありましたが、企画と地域振興を行うということで、「企画振興部」という名称が適当と考えております。

それから県民生活部門の一つ目ですが、県民生活部門でどのようなものを所管するのかというご意見、ご提言をいただいております。考え方といたしましては、県民生活に関連した業務を一体的に推進する体制ということで、「県民文化部」という名称で新設をしたいと考えております。

また、子ども・若者施策について、新しい部をとというご意見もございましたが、新しい

部の子ども・若者担当の部分の業務量も勘案し、同様の趣旨である県民生活の一環で扱うということから、「県民文化部」の一部としたいと考えております。

なお、前回、当審議会におきましても、「県民文化部」について、「生活文化部」ということでご議論をいただいたところではありますが、「生活文化部」では子どもが入ることがわかりづらい、もっと子どもを含めた意味にというご意見をいただきました。その辺りも踏まえまして、子どもを包含する概念として「県民」ということで「県民文化部」という名称にしてはいかがかということに変更させていただいております。

それからその下ですが、子ども・若者施策をどこまで一体化するかというようなことからご意見をいただいております。考え方にもございますが、主に企画立案を担当する本庁組織では、少子化対策、子ども・若者支援など、一貫して対応できる体制を整備したいということでもあります。

福祉部門との関連についてのお問い合わせもありましたが、子ども・若者施策については、この審議会でも教育部門の重要性が議論されたところですが、福祉部門や教育部門などとの連携が重要であることから、先ほど担当部長のご説明を申し上げましたが、子ども・若者施策に専任できる担当部長を配置してはいかがかと考えております。

なお、現地機関については、引き続き保健福祉事務所や児童相談所が所管するよう、検討していきたいと考えております。

それから13ページをご覧くださいと思います。子ども・若者関係で母子保健の業務について、子ども・若者関係に移管をするのか、そうではなくて健康福祉部にそのまま残したほうがよいのではないかという意見も多数寄せられました。これにつきましては、母子保健は医療とのつながりが深い業務であることから、引き続き健康福祉部で所管する方向で検討したいと考えております。

それから私学、特に県立大学については総務部が適当ではないかというご意見をいただいたところであります。これについては、前回からの変更点ではありますが、県民生活に関連する施策を一体的に推進する観点から、新たな県民生活部門では私学関係を所管することといたしますが、県立大学の設立準備に関しましては、これまで総務部で議論を重ねてきたという経過も考慮し、総務部で所管することに変更させていただきたいと考えております。

それから、「生活文化部」の名称はわかりにくいというご意見を審議会のほか、県民の皆さんからも多数いただきまして、先ほど申し上げましたとおり、子どもを包含する「県民」という概念を用いることとし、「県民文化部」という名称とさせていただきたいと考えております。

その下の産業労働部門についてであります。産業労働部門については、こういった形がいいのかということで、ご質問、ご意見をいただいております。「産業政策監」は先ほどご説明をしたとおり、複数の部長間の直接的な調整に当たるということで配置をしたいと考えております。

また、「産業労働部」という部の名称についても、県民の皆さんにわかりやすくする観点から、「商工労働部」を「産業労働部」と変更させていただければと考えております。

14ページをご覧いただきたいと思っております。総務部関係について、私立高校、私立中学、私立小学校等の私学の体制増強というご意見をいただきました。これについては、教育委員会ではなく、地方公共団体の長の職務権限となっておりますので、引き続き、総務部から県民生活部門へ移管して、知事部局で行いたいと考えております。私立学校を所管する課の体制の強化については、今後、検討してまいりたいと考えております。

それから総務部の名称についてもご意見をいただいておりますが、部の業務内容そのものが変更されるわけではないですので、引き続き現在の名称を用いていければと考えております。

それから健康福祉部については、生活習慣病についても力を入れてほしいというご意見をいただいております。こういった課・室のあり方については、今後の事務量などを勘案しながら、最終的な検討を健康福祉部の中で行いたいと考えております。

それから建設部で、まちづくり支援ということで賛同するご意見をいただいたところですが、その反対に、まちづくりと地域づくりということで、企画振興部で取り扱う地域づくりとのわかりにくさを指摘するご意見等もいただきまして、「街並み整備」という言い方に改めさせていただいております。企画振興部では、過疎・辺地対策ですとか市町村の振興を中心に、主にソフト的な地域振興に関する施策を、そして建設部では、街並みといったハードの部分を取り扱うということで、言い方を改めさせていただきました。

このほか、下水道事業についての所管、それから15ページになりますが、契約関係の一本化について、確認、ご意見をいただきました。

15ページの部局横断的課題への対応につきましては、先ほど来申し上げました「産業政策監」の位置づけ、また民間で実績を持つ方という要望もいただいたところです。部局横断のところでもご説明を申し上げたところですが、関係部長との調整を主眼としていることから、庁内業務を熟知した人材が望ましいと考えておりまして、実際の配置に当たっては、産業労働部長との兼務を含めて人員配置を検討していきたいと考えております。

それから2つ目の担当部長については、先ほど申し上げたとおりであります。いずれにしろ中二階にならないよう、施策の方向性をトップと共有しながら、一定の権限を部長から移譲することによって、スピード感を持って課題に対応することができるようにしたいと考えております。

このほか、スポーツ振興の担当部長の設置ですとか、担当部長の名称については「次長」という名前がどうかというご意見もいただきましたが、記載のとおり、特定の担当部長の配置につきましては今後とも引き続き検討していきたいと考えておりますし、また、「次長」というと、先ほど組織の横断的なところでご覧いただいたように、一律配置というような懸念がございますので、一定の権限を持つ、所管分野を明確にした担当部長ということで配置をさせていただければと考えております。

それから16ページについては、現地機関の見直しについてもご意見をいただきました。現地機関については、人員体制や業務の所管について、今後、精査をしていきたいと考えております。

このほか、その他であります。消費生活ですとか、リニアとか、「山の日」とか、がんなど、特定課題についてのご意見もいただいたところであります。今後の事務量などを精査する中で、検討していければと考えております。

それから資料3-1をご覧いただきたいと思っております。こちらが答申の案文でございます。今日、最終的なご確認をいただければと思っておりますので、説明をさせていただきます。

本庁組織の改正（案）についてであります。前文ですが、当審議会、6月5日に知事から諮問をさせていただきます。これまで本庁組織の改正を中心に検討をしてまいりました。様々な議論を踏まえて、当審議会の考え方を以下のとおり取りまとめましたということで、前文を記載させていただいております。

1の組織改正検討の背景であります。20年4月以降、建設部、それから健康福祉部の設置など、本庁部局を中心とした組織改正を実施してまいりましたが、前回の改正から6年が経過する中で、新たな課題や多様化する県民ニーズに主体的に対応し、この4月からの「しあわせ信州創造プラン」に掲げた施策を着実に推進するため、当審議会に諮問が行われました。

2の改正に当たっての基本的考え方ですが、1点目が、中長期的な視点からしあわせ信州創造プランを着実に推進する組織体制の構築。2点目が、県民の期待に応え、時代の要請に柔軟に対応できる組織体制の構築。3点目が、わかりやすく簡素で効果的な組織体制の構築。以上であります。

こういったことを踏まえまして、2ページ目をご覧いただければと思っております。3番の本庁組織の改正であります。（1）の改正案につきましては、現行の11部局体制を12部局体制とすることが適当と記載をしております。

内訳といたしまして、（2）の企画振興部門についてであります。これにつきましては、しあわせ信州創造プランの計画の実現に向けた施策を着実に推進していくためには、企画部門における企画や総合調整に関する機能をさらに強化していくことが必要です。

また、地域振興に関連する施策を一体的に推進することができる体制を整備することが必要です。

そこで、企画部から県民生活に関連した部門を分離し、企画調整機能の強化を図るとともに、現在、各部局に置かれております、市町村振興を初めとした地域振興に関連する施策を可能な限り集約した地域づくりの総合窓口を整備し、地域づくりの支援体制の一層の強化を図ることが肝要と考えております。

そのため、企画部を「企画振興部」に改編し、県の様々な企画・政策を総合調整しつつ、地域振興に関する施策を効果的に展開していくことが適当と記載をしております。

（3）であります。県民生活部門についてであります。県民生活部門については、県

民誰もが快適でゆとりある暮らしを営み、豊かな暮らしを送ることができる信州を実現するためということで、県民生活に関連する施策を一体的に推進することができる体制を整備することが必要であります。

とりわけ、少子化対策、子ども・若者の支援などに一貫して対応できる体制を整備するとともに、各部局との連携を図ることが肝要と考えます。

このため、県民の生活に直接関連する文化や消費生活、国際交流、子ども・若者などの施策を一体的に所管する「県民文化部」を新設することが適当と位置づけております。

3 ページ目ではありますが、(4) 産業労働部門についてであります。長野県の産業は、地域間競争が激化する中で、新たな成長分野への展開を図っていくことが必要であります。

そこで、分野を超えた付加価値の高い産業を構築し、地域経済を活性化していくため、商工業から農林業、観光業にわたる産業施策を総合調整する体制を整備することが肝要と考えます。

そのため、商工労働部を「産業労働部」に改編し、産業に関する施策について関係部局間の調整を行う機能を部に付加するとともに、重要な産業施策については、全体を調整する立場から複数の部長間の総合調整を実施する「産業政策監」を配置することが適当です。

それから4の部局横断的課題への対応であります。これについては、様々なご意見を踏まえまして記載をさせていただきました。社会情勢の変化や県民ニーズの多様化などに伴い、一つの部局のみの対応では解決できない新たな課題も増加しております。こういった課題への対応のためには、部次長の設置ですとか、時限的な本部組織を設けるなどの方策も考えられますが、簡素で効果的な組織体制の構築という観点から、一定の権限を持った以下のような新たな職を設置することが適当ですということで、2点掲げておりまして、①が「産業政策監」についてであります。商工業から農林業、観光業などにわたる重要な産業施策について、全体を調整する立場から複数の部長間の総合調整を行う役回りとして記載をしております。

②は、特定課題について部長を補佐し、必要に応じ関係部局間の連携を図りながら、部局横断的な課題や時限的な重要課題に対応する「担当部長」ということで、以下、具体的な配置の検討案を記載させていただいております。(ア)「情報化推進担当部長」につきましては、先ほど申し上げましたように、ICTの推進担当部長としておりましたが、わかりやすさといった観点から、「情報化推進担当部長」と改めさせていただきました。

4 ページ目をご覧くださいと思います。(イ)「こども・若者担当部長」につきましても、先ほど申し上げましたが、県民文化部の中で子ども・若者について、特に特定課題に当たるという観点から配置を考えております。

それから(ウ)「県立大学設立担当部長」、(エ)「雇用・就業支援担当部長」につきましては、現在、「参事」という名称で置いているものの名称を変更し、なおかつ、権限を一定程度付与するというように考えております。

(オ)「信州マーケティング戦略担当部長」についても、県産品の様々なPR、それから

販売、こういった対外的なマーケティングを戦略的に推進することとしております。

大きな5番ですが、本庁組織の改正に当たっての留意点であります。(1)については、この審議会でも各県の状況等、比較をしていただいたところではありますが、引き続き、課・室数の削減ですとか、行政・財政改革方針に沿った定員の適正化に努め、簡素で効果的な組織体制を構築していくことが必要ですと記載をさせていただきました。

(2)の課・室における業務の見直しということで、課・室の具体的な配置につきましては、この答申を受けた条例改正で部局の姿が確定した後、私どものほうで対応させていただきますが、当審議会のご意見として幾つか出されたものをもとに、現行の課・室における業務についても、以下のような体制を整備することが適当ということで付記をさせていただきます。

①は健康福祉部門における健康づくりの企画立案機能の強化。②については商工労働部門におけるサービス産業の振興体制の強化。それから5ページ目になりますが、③が建設部門における都市計画や景観業務など街並み整備の推進体制の強化。④が会計部門における契約制度を所管する体制の整備についてであります。

また、(3)に記載をさせていただきましたが、適時適切な見直しの必要性ということで、「改革」には終わりがあるわけではございませんので、今後も県民ニーズの変化などを踏まえ、適時適切に組織の見直しを行っていくことが必要ということを記載させていただきました。

また、(4)であります。本庁の組織改正にあわせて議論された事項です。機能する組織ということから、人員の適正配置についてですとか、地域振興の取組を支援できる人材育成ですとか、内部統制の強化、それから特に教育委員会の関係につきましては、様々ご議論をいただきまして、教員の資質向上などについても検討していく必要があるとの意見が出されたところあります。

それから資料3-2につきましては、ただいま申し上げました本庁組織の概要について、部局構成図の形で記載をさせていただきましたので、あわせてご覧をいただければと思います。以上であります。よろしくお願いいたします。

(山沢会長)

ありがとうございます。それでは、ご説明のございました、資料1「部局横断的課題への対応について」、資料2「本庁組織の改正(素案)に対する意見の概要について」、資料3「本庁組織の改正について(案)」について、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

なお、組織改正を実施いたしましても、それがうまく機能しなければ全く意味がないわけですので、ご質問の中に、組織をうまく動かしていくという観点もあわせてご意見を賜れば、大変うれしゅうございます。それでは、よろしくお願いいたします。時間は大体40分ほどを考えておりますけれど、どうぞ、よろしくお願いいたします。

一つ質問ですが、資料3-2で、現行があつて、その次、部があつて、破線の四角の中に「・」で記載されている項目がありますけれど、これは、室とか課というイメージでよろしいですか。

(関行政改革課長)

破線の四角の中につきましては、業務を記載させていただいておりますので、実際にはこの中が、課・室ですと分かれたりすることがございます。例えば総務部の中に人事、行政改革とございますけれども、人事、行政改革の概念の中には、例えば人事課、行政改革課といったところのほかに、職員課という福利厚生を担当する課もございますし、課の数、課の体制とは必ずしも一致しておりませんが、主な業務を記載させていただいております。

(山沢会長)

ありがとうございます。どうぞ。

(腰原委員)

いろいろ今までの様々な意見を取り入れながら、今回、新たな5か年計画を着実に実行するために、こういった組織をまとめられたということでございますが、特に今回の5か年計画の中で、重要項目というのはほとんど部局横断的なものが多いわけですし、必然的に各部局の連携をどう効率よく図っていく組織がいいのかというところが、主な点だったのではないかとこの具合に思います。

そこで、今日、説明をいただいたのですけれども、新たに産業政策監というポスト、それから担当部長というポストと、従来どおりのラインの部長とありますが、お伺いしたいのは、参事というのが、現在、いると思いますけれども、その辺との兼ね合いを説明をしていただきたい。やはり一番心配になりますのは、屋上屋になってはいけないということだと思ふんですね。担当部長の上に部長がおられるわけですけれども、その辺の権限の明確化というのが不可欠になってくるのではないかと思います。二重手間、ただ一つ関門、関所が増えるだけというような結果にもなりかねないものですから、この辺のところはどうなっているのか、それが全体の1点。

それからもう一つ、2点目の質問は、私、再三にわたり、市町村課が、振興という切り口から、今回、企画振興部へ移るということは、私なりに感慨があるということを申し上げたのですけれども、それはやはり、かつて、国、都道府県、市町村、いわゆる3層と言われた、上下関係のような関係があったわけですね。地方分権等々もありまして、いかにこれを対等、水平の関係へ持っていくかということが言われて久しいんですけれども、今回、地域振興という切り口から、市町村と県が対等に知恵を出し合っていこうという思いもあつて、こういう形になってきたのではないかと思います。その点は私なりに、非常に感慨深いものがあります。

一方、権限が企画振興部に集中するがゆえに、かつて経営戦略局というのがあったかと思えますけれども、こういった轍を再び踏むおそれはないのかどうか、この辺のところを2点目の質問にさせていただきたいと思えます。以上であります。

(関行政改革課長)

今、ご質問いただきました1点目について、現在は先ほど担当部長のところでもご説明申し上げましたが、例えば県立大学の設立担当について、総務参事という名称としています。そういった使い方と、もう一つは、例えば、現在、課長の職務を果たしておりますが、その部の施策全体についても部長を補佐する立場を与えたい場合には、健康福祉参事兼健康福祉政策課長のような形で、参事兼課長という場合の2つの使い方がございます。今後、この担当部長を導入した場合は、専属で当たる場合は担当部長、課長と兼務で行う場合は、原則としては何々参事という形で、職員の処遇の関係もございますので、並存することになろうかと思えます。

それから権限の明確化という点については、ご指摘のとおりでありまして、私ども、担当部長を設置するについては、原則的に部長の一定の権限の移譲項目を規則上位置づけ、なおかつ施策の展開に当たっては、知事・副知事、それから部長とともに、こういった方向性でやるのかというところをあらかじめ認識を共通にして、スピード感を持って業務に当たることによって、結果として行政運営が的確に行われることを目指していきたいと考えております。そういったことから、権限の明確化、方向性の共有ということが不可欠かと思っております。

2点目の市町村課が企画振興部に行くに当たってということで、かつて経営戦略局という部局を設置していたことがありますが、特定の部で全てのことを経由して、そこで処理しようとしたことから、経営戦略局については弊害が大きかったと認識しております。今回、企画振興部を設置しますが、これは調整についての役目でありますので、各々の部の専属の事項については、引き続きその部で、知事・副知事と相談のもとにしっかりと施策を展開することによって、全てのことが一つの部局に集まったりすることがないように運営ができる体制を目指しております。以上です。

(山沢会長)

ほかにどうぞ。

(伊藤委員)

町村会の伊藤でございます。今、お聞きいたしまして、よくまとめていただいたなということを感じました。私ども、58町村の立場で言うと、今までの町村の窓口は総務部が主体でしたけれども、町村の中で総務部に属する分野というのは、ある程度成熟してきたのかなということがございます。そうした機に、企画振興のほうに軸足を置くということで、

これは非常にありがたいことです。これからの町村というのは、いかにその地域の特色を出し、お互いに協力し合いながら、時にはいい意味で切磋琢磨しながら生き残っていくという策が非常に求められておるわけでございまして、そうした町村が増えてくれば、当然、長野県の手も出てくるわけで、その意味ではタイムリーな改革であると思っております。

今、前副知事の腰原委員から権力が集中するのではないかということですがけれども、私はそんなことは全然感じなくて、あの当時から大分、組織の目線が低くなってきて、今、本当によきパートナーとしてやっていただきて、これからもそんな関係を密にしながら頑張っていかなければというような気になったということと、出先機関のことも心配のようなお話がありましたけれども、今の出先機関は、それぞれが適正規模の中で、非常にスピーディーに本庁と連絡をとり合いながら、まさに全体の奉仕者としての気構え十分でやっていただいているわけで、いましばらくこの状態でいいと思っております。

それから巨大組織であるがゆえにどうしても縦割りになってしまうことですが、これを横断的に、部長が対応したり、それから産業政策監、担当部長が、適時適切に対応してくれるということでございます。何でも、この下にはこれということでなしに、要るところ、必要なところに対して、最低限の人員を配置するということですが、これは非常に大事なことでございます。ちょっと人数が足りないくらいの組織で、馬力をかければ、組織も目が輝くわけでございます。ちょっと余分にいる組織は、意思疎通に欠けたり、お互いに一歩下がってしまうわけでございますけれども、どこか文中に、これからは明確な一歩を踏み出すということを書いてあります。どんなきれいごとを書いて、そこで勇気ある一歩を踏み出さなければ、何ら成果が出ないわけでございまして、ぜひその気構えでやっていただきたい。これからも一緒に一生懸命、私どもも頑張ることをともにお誓いするわけでございます。

例えば県庁だけを見ても、一般県民の皆さんというのは、県庁に直接訪れるというのが非常に少ないと思っておりますけれども、少ないということでおろそかにするのではなくて、ぜひ部局横断的な中で、職員の皆さんにもよりしっかり話をさせていただいて、そうした皆さんに対して一生懸命の親切というのは、県職の信頼に結びつくことでございますので、さらに力を入れてやっていただきたいと思っております。なかなかうまくまとめたいただいて、これをぜひこのままで実行に移していただきたいというのが私の感想でございますので、申し述べさせていただきます。

(山沢会長)

ほかにどうぞ。

(山田委員)

1点、質問と、1点、要望をさせていただきます。12ページの県民生活部門の、障害のある子どもに対する施策も含めて、児童福祉の部分が県民文化部に移ったということで、

職員の方から現場の意見として、「ゆりかごから墓場まで」という、連動した児童福祉政策をすべきではないかということで、私もずっと検討する間、気になっていた部分ですが、やはり意見として出されました。

回答の部分で、一番下に、現地機関における業務は、引き続き保健福祉事務所で行うと書いてありますが、そうすると、県庁では県民文化部で、末端に行くと健康福祉部ということで、その辺のところをどのように対処されるのかということを一ポイント。

それから、今、町村会の伊藤委員さんが言われたことと関連しますが、実は昨日もある会議に出ました。だんだんと県職員とか市の職員の人員が減らされて、専門職が非常に少なくなっているということで、その中で、相談に行ったときに、きちっとした相談の受け答えをしていただくことが、以前に比べたら非常に少ないということで、非常に不安だという意見がある会議の席で出されました。行革と言いますと人員を減らすということが県民の要望で、第一番に出てくることでもあります。人員を減らすということも大事ですけれども、県民に要望に応えられるような人員の配置をしていただきたいということも、改めてお願いをしておきたいと思います。

(山沢会長)

2点、お願いします。

(関行政改革課長)

1点目のご指摘が、資料2の12ページの下のところ、県民生活部門につきまして、児童福祉は福祉部門の一部であるということから、同一部局で一貫した取組が必要ではないかという意見に対しての見解についてのご質問だと思います。県の本庁と現地との関係でいきますと、1つの部局で1つの現地機関ということではなくて、2つの部局で1つの現地機関ということも、現在ございまして、例えば保健福祉事務所につきましても、環境部で所管する分と健康福祉部で所管する分と、両方の現地機関の扱いになっております。本庁では主に企画立案ということで、施策の方向を考えたり調整をするというのがメインになりますので、今回、児童福祉の部分を県民文化部に移管をさせていただきますが、当然、他の健康福祉部、それから教育委員会との連携も必要になってきますので、こういった部分は、企画立案段階で十分な調整をこども・若者担当部長でとらせていただきます。

ただし、対県民の皆さんという意味では、現地機関の役割が非常に重要だと思っております。保健福祉事務所、もしくは児童相談所もそうですが、福祉を一体的に見る必要性から、両方の現地機関、資料でいきますと健康福祉部と県民文化部の両方の現地機関ということで、実際のサービス提供は、横断的に、福祉をまたいだ形で提供する体制が好ましいのではないかと考えております。

それから2点目、専門職中心に相談できる体制が不十分との厳しいご指摘もいただいております。人員の適正化という意味では、第1回の審議会でもご説明させていただきます。

たが、5年間で、県全体で5%の人員削減に取り組んでいるところであります。事務量を見極めながら、一律5%削減するということではなくて、必要な部分に必要な人員が回るように勘案しながら進めているところであります。

もう一つは、特にこういった専門職については、人事のローテーションで短期間で異動するのではなくて、一定程度習熟をして、きちんとしたサービス提供をできるということもあわせて取り組みまして、県民サービスの低下につながらないような行政改革を進めていきたいと思っております。

(山田委員)

ありがとうございました。

(山沢会長)

ほかにどうぞ。

(山浦委員)

応援演説のような意見なのですけれども、県民からすれば、より良いサービスといえますか、生産物をよりスピーディーに、より低いコストで出していただけるのが、望むところとであります。単純に言えば中の組織はやりやすいようにやってくださいというのが、県民の気持ちではないかと思えます。これは、やはり中の組織のことは中の人が一番よくわかるんだと思えます。いろいろと世の中が変わってきましたから、横断的ということが一番、今回の組織改正で打ち出されているわけでありまして、そのとおりに思っております。

長野県が、観光ということを非常に前面に出して、長野県の地理的な条件から観光に非常に恵まれており、資産はたくさんあるということになってはいますが、他県に行ってみますと、必ずしも、長野県ばかりが観光と言っているわけではなく、もう全国挙げて観光と言っているんですね。長野県だけがやっているという意識に捉われていると、長野県は何かやっているのかと思うくらいの部分もあるんですね。やはり観光を考えると、非常に横断的ですね。特に県の5か年計画で観光部分を見ていけば、農業から、学習から、何からみんな観光ですね。観光でやろうとしているわけです。

観光というと、例えばその駅の標識をどうするのかのような話も出てくるわけですね。当然、外国人のインバウンドだというと、駅の標識だって変えなければいけない。これは景観で、建設部ですよ、下手をすると交通標識は公安委員会ですよとなるわけです。ですから、もうほとんどの部が、関与しない部はないということになってきてしまって、非常に難しい。

特に、環境部、国の環境省もそうですが、あとからできた部は、ほとんど権限がないですね。あとから部をつくると、ほかのところみんな権限を持っているから、よこさない

わけです。

ということで、私は非常に横のつながりということを強調しているということが、今回の組織改正の特徴であり、ご努力をされたところだと思いますし、一回、ぜひこのままやってみて、不都合は不都合で、悪いところは直していくということではないかと思っております。経済団体の代表として言いますと、産業関係には力を入れていただける組織改正だと御礼を申し上げておきたいと思えます。

もう一つ、将来に向かってぜひ考えていただきたいのは、私学の問題です。長野県は、私学の環境整備がものすごく遅れているんですね。これはどういう原因かと思うんですが。教育委員会はこうであると、こっちは私学だといって、私学は窓口があって、許認可をやっている、補助金は出ているのでしょうけれども、あまりお金も出さない。この教育問題は、もうちょっと統一的にうまくきちんと力を入れられるようにぜひやってもらいたいと思っておるわけでありまして。いずれにしても長野県は、学力、体力ともに、劣後していると聞いておりますので、ぜひ人づくりについては、教育を含めて、家庭教育も含めて、きちんとやる体制をお願いしたい。それから私学はこうだという区分をあまりなくして、今、私学が頼りになる世の中ですから、その辺を県として組織的にもどうしたらいいかを、次回の改正のときにはぜひ考えていただければありがたいと思っておるわけでありまして。以上でございます。ありがとうございました。

(山沢会長)

ありがとうございます。ほかにございましたらどうぞ。

(中村委員)

先ほどの山田委員との、少し似た質問ですけれども、12ページの資料で説明をいただきましたところですが、こちらの意見の中では、健康福祉部に残すべきということに対して、ただいまの課長さんの回答など理解できるんですけれども、それを残すべきというところで、母子保健などは現地機関で引き続いてそういう体制をとって、支援などはサービス低下にならないようにというお話だったのですが、企画立案を担当するのは県民文化部というところで、それが、実際には、先ほどの支援を要する方たちに、直接、窓口など現地で接する場合には、このまま健康福祉部に残るという形になるのではしたよね。企画立案が県民文化部という形で、母子保健が今の健康福祉部に残るという形でお話があったのですよね。

私の頭の中で整理ができなくて、この一貫して対応できるように子どもを一くくりにとという形で、県民文化部で少子化対策などをということが、意見に対応して、母子保健など医療と関係のあるところでは、引き続き現地で検討ということなので、その辺がそういう支援を要する方たちにとって、切れ目のない一貫した施策で支援ができるのかどうかというのが、ちょっとまだ納得できない面があって、もう少し、詳しく教えていただければあ

りがたいです。

(関行政改革課長)

12ページに記載をしております児童福祉については、まず本庁については、県民文化部とさせていただきますということで、子ども施策の一体性、児童福祉から少子化対策、それから子どもの育成など含めてということになります。

それで、13ページの頭に母子保健の話が出てきますが、母子保健については、まず本庁については、引き続き健康福祉部で所管するようになります。これは、医療とのつながりが、企画立案を考える上でも重要だという考え方からです。

現地機関の話が、子ども関係だけ記載をしましたので、ちょっとわかりにくくなっており、申しわけありません。現地機関につきましては、保健福祉事務所は、現在、健康福祉部の仕事、それから環境部の仕事をしていますが、そこに加えて県民文化部の仕事も行うようになるという体制であります。母子保健については、引き続き保健福祉事務所で取り扱うということになりますので、対県民サービスの一本化という観点では、保健福祉事務所及び児童相談所ということで変更はございません。

(中村委員)

ありがとうございます。

(山沢会長)

もう1点、僕のほうからお聞きするのは、現地機関で業務を行う、保健福祉事務所、児童相談所というのは、ここの職員は、別に県民文化部だとか健康福祉部の、課員であるとか、係員であるとかというくくりはないわけですね。

(関行政改革課長)

保健福祉事務所及び児童相談所についても、部局割りをしたときには、何々部所属ということにはなりません。例えば保健福祉事務所は、健康福祉部の位置づけになりますし、児童相談所については、県民文化部の位置づけになります。ただ、それは部としての位置づけで、職員の人事管理、予算の配当、そういったものを考えております。そういった横断的対応は県庁の企画立案の部分で調整をして現在も実施しておりますので、支障はないと思っております。

(山沢会長)

ほかにどうぞ。

(岡田委員)

医師会の代表の岡田でございます。以前、医療と福祉の垣根をとるということで、健康福祉部が生まれたと思うのですけれども、今回、少子化、あるいは児童福祉等が一つのところになって検討されていくということは非常に良いことなのですが、今までの議論を聞いていますと、せっかく統合してうまくコミュニケーションがとれているのを、また医療と福祉に分けて、また後退してしまうような議論も中にあるようなので、もう少し前進的にこの医療と福祉の問題を取り組んでいってもいいんじゃないかと思っておりますので、こういう問題を一度試してみて、また問題があったら、後退しないで前進するような部局にしていただきたいと思います。

(山沢会長)

今のご質問に対して、特に資料3-2の具体的に業務の内容としては、健康福祉部が書いてあって、県民文化部があるわけですが、こういう中で、今のご意見というのは、どのようなところである程度きちんと消化できていくのか、問題点が出るとすると、ここを統合していかなければいけないとかという、ある程度の目安というか、想像というか、そういうのはあるんでしょうか。

(関行政改革課長)

ただいまのお話ですと、資料3-2で申し上げますと、組織図の中の健康福祉部というところで、健康増進、医療体制整備、医師確保というのが、業務内容のところ記載をされております。ここが、昔、衛生部と言っていた医療部分に当たります。それから2行目の高齢者、障害者等社会福祉、それから生活保護、介護保険等社会保障というところが、昔、社会部で福祉関係の業務を行っていました。6年前の議論で、この医療と福祉の一体化を図るということで、現在、介護体制にしても、医療・福祉の連携が必要だということから、医療と福祉で一体の部に統合したところであります。

今回の岡田委員のご発言は、その中から県民文化部のところへ児童福祉を一部切り出すことになるので、そこについて、医療と福祉の一体化の観点から後退しないようにというお話だと思っておりますけれども、これにつきましても、健康福祉部の福祉部分と児童福祉というのは、大きな社会福祉の一部に児童福祉が、当然、包含されますので、この連携については、今回のこども・若者担当部長で十分な連携をとっていきたいと思っております。

(山沢会長)

ほかにございますか。今まで、随分、貴重な意見をいろいろいただきました。

従来のもとの、これから敷く部長制の中で担当部長の持つ権限、仕事をきちんと明確にするということ。

それから地域振興に関して、一つ前へ進んだ形の地域振興というような可能性が、企画振興部へ移すということで可能になってくるのではないかという前向きなご意見。

それから、今もお話がありましたように、県民文化部と、それから健康福祉部、特に社会福祉の子どもに関連するところでいろいろな問題が出てくる可能性があるとのことご指摘。それに対して、今、事務局からは幾つかの答えが出てきたわけでございますけれど、前向きな形でトライをしてみようというお考えが事務方にはあるようでございます。

それから長野県の産業という全体を見回して、観光部も含めて、大きく連携させるということは、信州の産業の振興にとっては非常に大きなことであるというお話をいただいたところでございます。

いろいろ、やってみなければわからないところもあるのですけれど、本庁の組織として、今まで、この5年間で問題がありましたところは、今回、提案する本庁組織の改正案で何とか切り抜けていきたいというご意見、考え方ととれると思います。

資料3が本庁組織の改正ということで答申案になるわけでございますけれど、特に強い修正のご指摘というのはなかったと考えております。いかがでございましょう、今、見ていただいています資料3-1、3-2、資料3を答申内容として決定したいということをご提案させていただきます。いかがでございましょうか。よろしゅうございますか。

(異議なし)

ありがとうございます。それでは清書をしまして、知事に答申文を渡したいと考えております。

最後になりますけれど、6月から4回にわたりにまして、本当にお忙しいところ、このご審議にご参加いただきまして、ありがとうございます。おかげさまで、答申案としてまとめることができました。これも皆様のご協力のおかげでございます。無能な者がまとめられたということで、大変うれしく思っております。ありがとうございます。

これから知事に答申を渡しますけれど、知事には、ぜひ効果的な県民サービスの提供を行うための組織の体制ということで、この改正を出していることをくれぐれも申し上げ、知事の努力に期待したいということをお願いしたいと思います。どうもありがとうございます。

(事務局)

ご審議ありがとうございました。それでは、これから答申に移らせていただきたいと思いますが、その準備のため、一旦、ここで休会とさせていただきます。こちらの部屋の時計で、2時25分に再開とさせていただきますので、それまでにこちらのお席のほうにお願いしたいと思います。それでは一旦休会とさせていただきます。

(休憩後)

(事務局)

それでは、再開させていただきます。行政機構審議会山沢会長から阿部知事への答申をお願いいたします。

(山沢会長から阿部知事へ答申)

(事務局)

ただいま、答申をいただきましたので、ここで知事から挨拶を申し上げます。

(阿部知事)

ただいま、山沢会長から行政機構のあり方について答申をいただきました。山沢会長はじめ、各委員の皆様方におかれましては、長い間、熱心にご議論をいただき、答申をまとめていただきましたことに心から御礼を申し上げたいと思います。

会長からも、3つの基本的考え方を踏まえ、県民サービス向上のためにまとめたとおっしゃっていただきました。私としても、この答申内容をしっかりと受け止めて、十分に踏まえさせていただいた上で、来年度から新しい組織で取り組むことができるようにしっかりと対応してまいりたいと思っております。しあわせ信州創造プランを4月からスタートさせて、まだ緒に就いたばかりでありますけれど、来年度予算においても、新しいしあわせ信州創造プランの政策推進の基本方針を踏まえた施策を打ち出していきたいと思っておりますし、今回皆様方にご議論をいただいて、取りまとめていただきましたこの本庁組織の改正と相まって、県民の皆様方の期待にしっかりと応える県政をさらに進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。大変ありがとうございました。

(事務局)

それでは、以上をもちまして、長野県行政機構審議会を閉会させていただきたいと思っております。委員の皆様方にはお忙しい中、長期間にわたりまして大変熱心にご審議いただきまして、心から御礼を申し上げたいと思います。誠にありがとうございました。